

第1章 計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

1. 地域福祉とは何か ～ 隣近所の「つながり」や支え合い

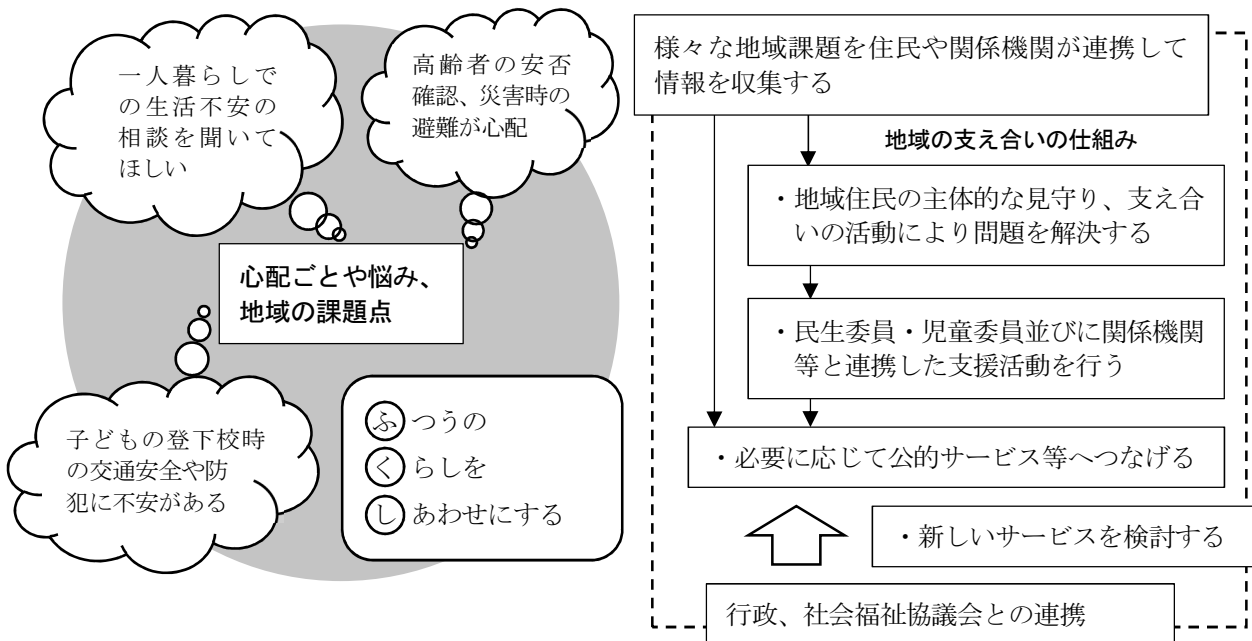
一般的に「福祉」というと、生活保護や高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉等を思い浮かべる人が多いのではないのでしょうか。これまでの「福祉」はそうした対象者別の法律や制度によって、必要な福祉サービスが行政から住民へ提供されてきました。ただそれらの「制度としての福祉」がない時代においても、地域に住む人々は互いに支え合いながら生活を営んできました。

本計画は年齢や身体の状態などで区切った縦割りの福祉の観点ではなく、様々な福祉と関係する地域の福祉のあり方や体制づくりを横断的に進める計画です。

例えば「一人暮らしでの生活不安の相談を聞いてほしい」「台風などの災害が発生したときに支援してほしい」といった心配ごとや悩み、地域の課題点があります。既存の福祉事業では、南城市や既存の団体がサービスや事業を提供する形がとられてきました。住民が必要なサービスを受け取るという意味で、これらの福祉事業は「消費としての福祉」といえます。ただしこれからの福祉事業では、住民自らが気づき、考え、互いにつながり、活動することが求められます。住民が地域のニーズや困りごとを把握し、必要なサービスをつくりあげていくという意味で、これらの福祉事業は「生産としての福祉」といえます。地域福祉計画・地域福祉活動計画には、「生産としての福祉」の役割も期待されます。

日常生活を営む中で「一人暮らしでの生活不安の相談を聞いてほしい」「台風などの災害が発生したときに対策や後片付けを手伝ってほしい」といった心配ごとや悩みはつきものです。また、その中に地域の課題点が潜んでいるとも考えられます。地域住民の主体的な支え合いや見守り活動、また地域の団体、行政、民間サービス提供事業者等が一体的となってネットワークを作り上げ、地域の課題を解決していくことが「地域福祉」の形と考えます。

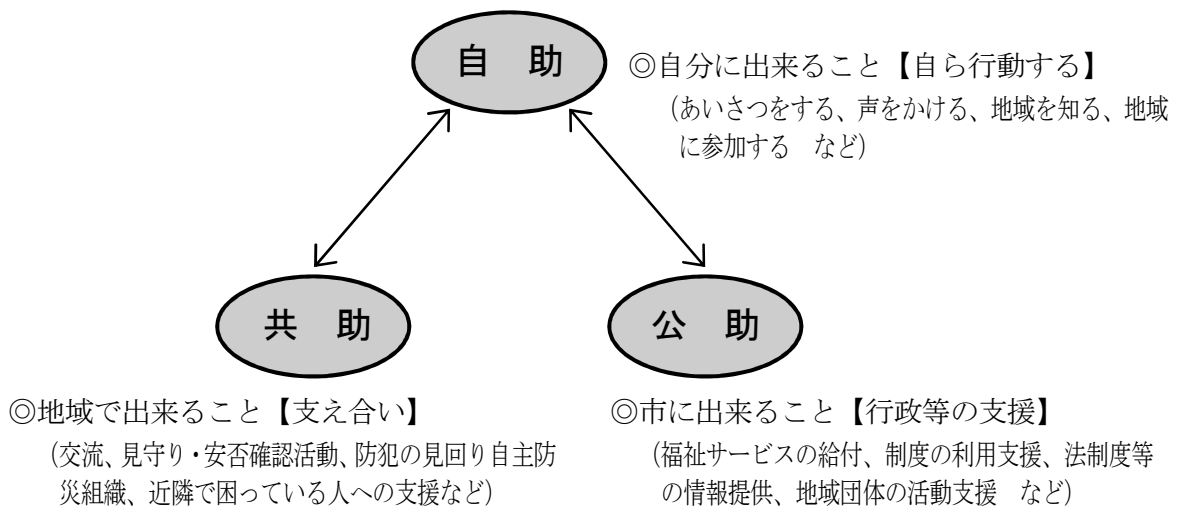
地域福祉活動のサイクル



2. 自助、共助、公助について

1. 隣近所など身近な地域での「支え合い・つながり」を広げる。
2. 市は住民が安心して暮らせるように「支援をする」。

「自分たちに出来ること」、「市が支援すること」の役割を示し、みんなで安心して暮らせる地域を作っていこうというものです。



3. 地域福祉の主体は誰なのか

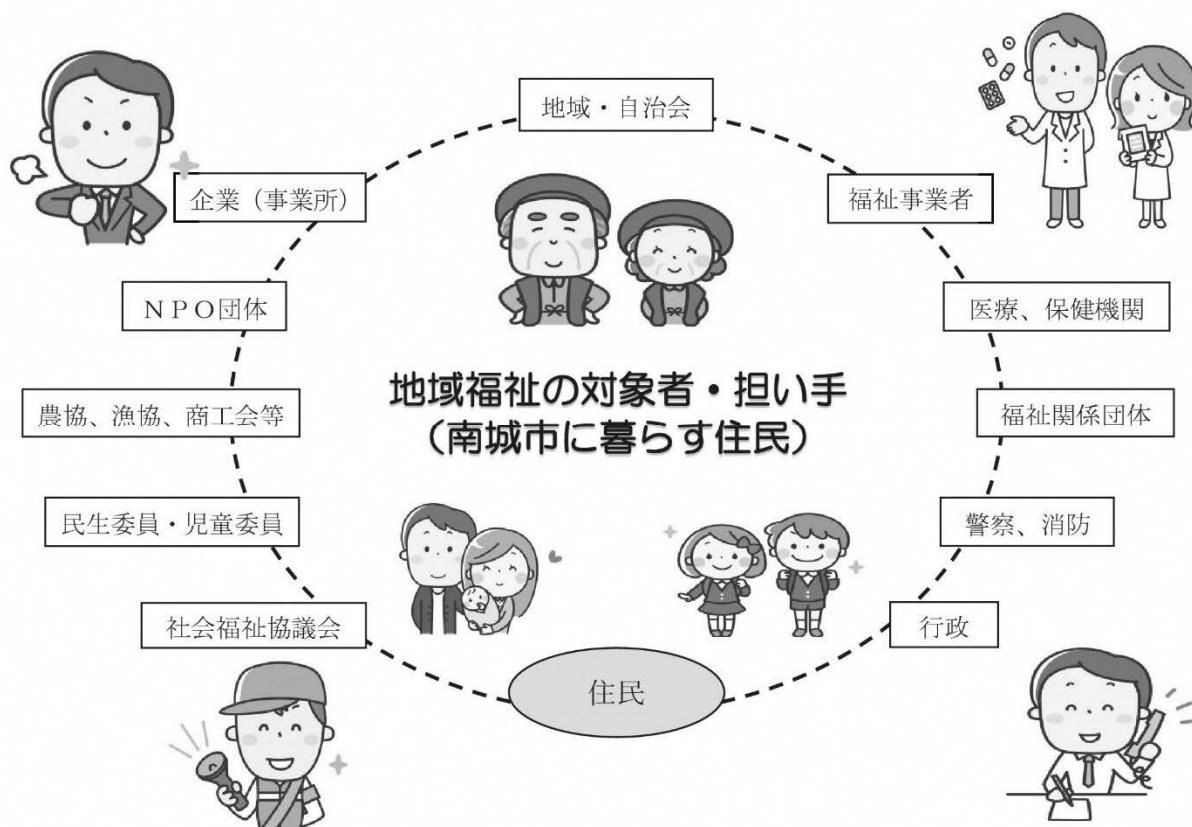
地域福祉の対象者は南城市に暮らすすべての住民です。さらに地域福祉の主体的な担い手も、南城市に暮らすすべての住民となります。

今後南城市においては、総人口や15歳未満の年少者(年少人口)の占める割合が減少し、65歳以上の高齢者(高齢人口)の割合(高齢化率)は増加する見込みです。したがって、多様な世代・立場の住民が地域福祉活動に参加することが重要です。

なかでも、高齢期に入り始めている「団塊の世代」については、地域活動への積極的な参加により、生きがいづくりや健康維持、介護予防効果が期待されるとともに、地域福祉の大きな原動力となる可能性があります。

加えて、住民の主体的な活動に対して連携・協働する福祉関係団体・福祉事業者やNPO団体、農業協同組合、漁業協同組合、企業(事業所)等も連携し協力します。

地域福祉の対象者・担い手



4. 地域福祉計画の策定について

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的策定

① 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は南城市基本構想に即し、基本計画に定められた福祉分野の基本的な方向性を示す計画としての性格をもっています。さらに、高齢者や障がいのある住民、子ども等に関連した福祉関連計画や特定健診等実施計画に掲げられた個別施策の基本的な方向性を示す役割を担うものとして位置づけます。

また、地域福祉計画は住民参加を得ながら、何らかの支援を必要とする市民等を含め地域の課題点や課題などの状況を把握し、住民の主体的な福祉活動や福祉関係団体等とのネットワークの構築などによって、必要なサービスの提供や支援体制のあり方等を示す行政計画となります。

② 地域福祉活動計画の位置づけ

地域福祉活動計画は地域福祉計画が示す個別施策に基づき、住民主体の福祉活動や福祉関係団体等の具体的な活動内容、支援施策のあり方を示すものとして福祉活動の中核を担う社会福祉協議会が策定する計画です。

③ 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

地域福祉の方向性を総合的かつ体系的に示すという性格をもつ「地域福祉計画」と地域の福祉を担う、それぞれの主体の具体的な活動方針等を定めるという性格をもつ「地域福祉活動計画」は、相互に連携し整合性を保つ必要があることを踏まえ、南城市では地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することとしています。



5. 地域福祉計画と他計画との関係

南城市基本構想及び基本計画

ムラヤーを主体とした、自然と文化を継承する福寿のまちづくり

くらしの質が高まる

・安心と安全

安心・安全な生活環境は、市民生活の基盤ともなる重要な要素です。市民の生命・財産を守るための取り組みを推進し、穏やかに生活できる環境づくりを進めます。

ひとが育つ

・地域と組織の成長

南城市のまちづくりや地域の運営は、市民によって構成されている様々な組織に支えられています。そうした組織の成長は、将来に渡る南城市の発展にとって不可欠といえます。

ひとが活きる

・市民の参画

市民の社会参画は、一人ひとりにとっての自己実現の一環であり、行政と市民の協働によるまちづくりの一助にもなります。南城市は、多くの市民が積極的に社会との関わりを持てる環境づくりを進めます。

・コミュニティーの充実

南城市では、「地域でできることは地域でやる」という考えに基づいて、市民との協働によるまちづくりを進めています。これを実現するために必要な基盤づくりや地域への支援を展開します。

社会福祉法
第 107 条

南城市地域福祉計画
南城市地域福祉活動計画

(上位計画に位置づけられた)

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

子ども・子育て支援事業計画

障がい者福祉計画及び障がい児福祉計画

男女共同参画行動計画

特定健康診査等実施計画

6. 策定において留意する事項

(1) 国の法制度や指針、通知等に基づいた策定

地域福祉計画の策定にあたっては、社会福祉法の第107条や国の指針で定める「地域福祉推進の理念」、「基本目標」及び「計画に盛り込むべき事項」に基づくとともに、地域の実情や特性を踏まえ、地域の福祉力の向上と地域課題の解決に向けた計画策定を行っています。

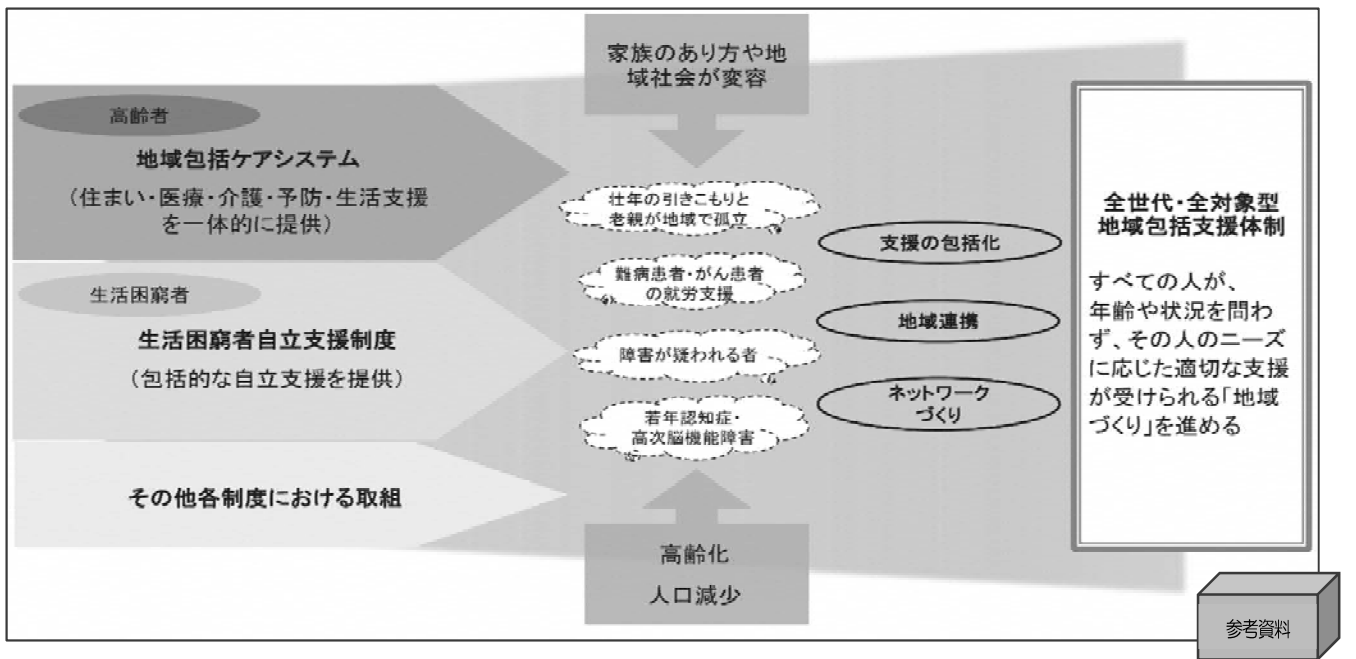
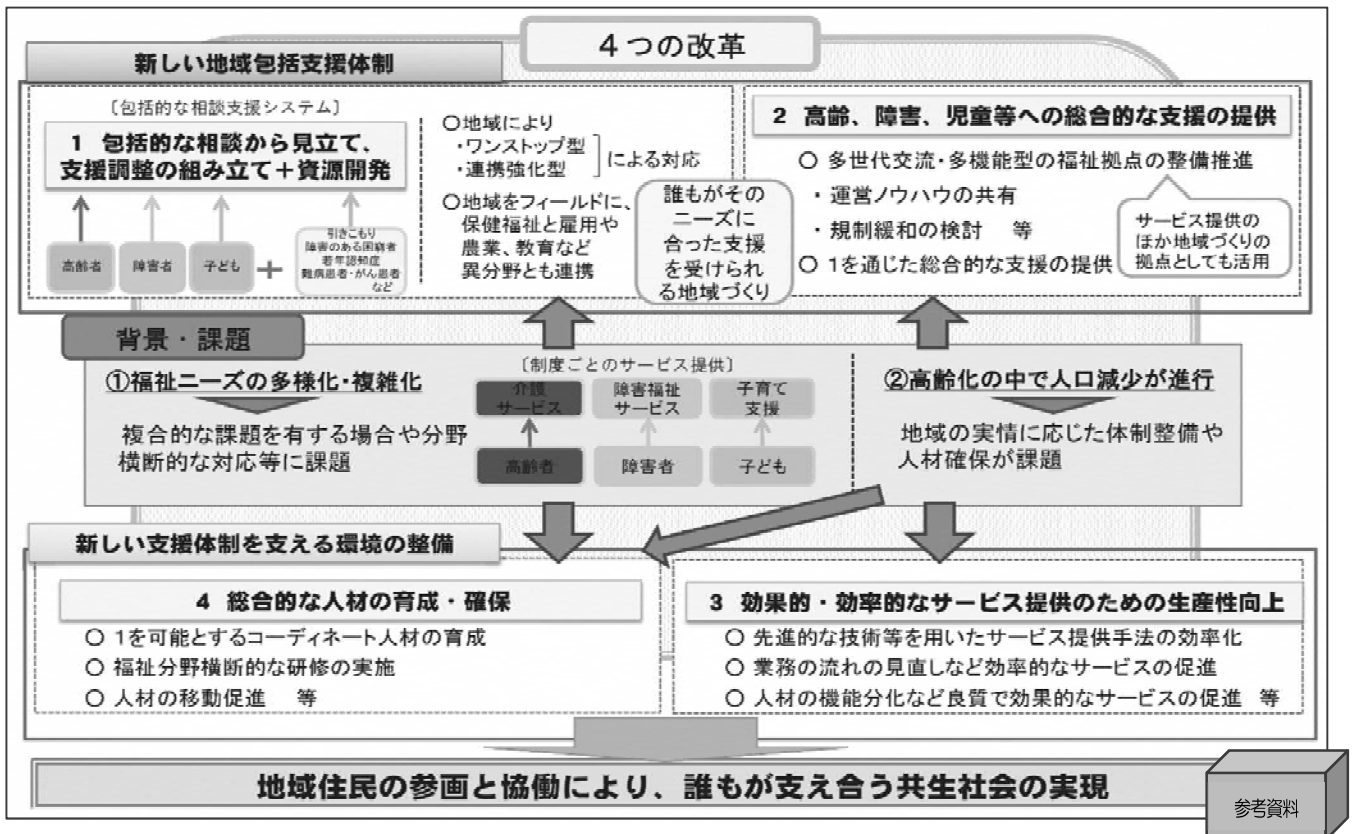
【国からの過去の通知等】

- ①「計画策定指針の在り方について」（平成14年4月1日付通知より）
- ②「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」（要援護者の把握や見守り等に関する事項／平成19年8月10日付）
- ③「高齢者等の孤立の防止について」（高齢者の孤立防止や所在不明問題を踏まえた取り組み内容とすること／平成22年8月13日付）
- ④「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」（生活困窮者の把握や自立支援に関する事項／平成26年3月27日付）
- ⑤「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（社会福祉法の改正や包括的な支援体制の整備、地域福祉計画策定ガイドライン／平成29年12月15日付）

(2) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進（「我が事・丸ごと」）について

- 上記(1)⑤の通知は、平成30年4月の社会福祉法改正を前に、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について、具体的な取り組み内容や留意点等が示されています。
- 改正後の社会福祉法第106条の3第2項の規定では、市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針が告示されました。人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、地域を共に創っていくことが、地域共生社会の実現のために求められています。
- 地域福祉の推進においては、これまでも「地域のつながり・支え合い」の精神に基づきながら、ボランティア活動や地域行事、見守り活動などが進められてきましたが、人と人のつながりを広げ、強化していくことはもちろんのこと、行政内の各課が横断的につながり支援ネットワークを広げるほか、社協、各種団体、字・自治会、サービス事業所、市内企業、社会福祉法人などのネットワークも強化し、「包括的に」取り組みを行っていくことが重要です。

【「我が事・丸ごと」による新しい地域包括支援体制に関するイメージ図】



(3) 地域福祉計画策定ガイドライン

○社会福祉法改正を受けて、国では「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」を示しました(地域福祉計画への記載事項の追加等を踏まえて改定)。本計画策定においては、このガイドラインに基づくとともに、南城市の実情、各種個別計画(関連計画)、新たに盛り込む項目等について検討・整理しながら、策定しています。

※ただし、市が策定する他計画において盛り込むべき事項が記載されている場合等は、以下の考え方にに基づき、項目の整理をしています。

【国の地域福祉計画策定ガイドラインより】

市町村がすでに策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、ほかの計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

【地域福祉計画に盛り込むべき事項について ー策定ガイドラインよりー】

1. 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(以下は、共通して取り組むべき事項の例)

- ア) 様々な課題を抱えるものの就労や活動の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携
(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)
- イ) 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ) 制度の狭間の課題への対応のあり方
- エ) 生活困窮者のような各分野横断的に関係するものに対応できる体制
- オ) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ) 居住に課題を抱える者への横断的な支援のあり方
- キ) 就労に困難を抱えるものへの横断的な支援のあり方
- ク) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
- ケ) 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安があるものへの金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
- コ) 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った擁護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- サ) 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をしたもの等への社会復帰支援のあり方
- シ) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進
- ソ) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ) 全庁的な体制整備

2. 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ア) 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 イ) 支援が必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 ウ) サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保 エ) 利用者の権利擁護 オ) 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ (例) 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援 ・ (例) 社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進
4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ア) 地域住民、ボランティア団体、NPO等の活動への支援 イ) 住民等による問題関心の共有化の動機づけと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進 ウ) 地域福祉を推進する人材の養成
5. 包括的な支援体制の整備に関する事項
<p>ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行うものに対する支援 イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 ウ) 地域住民等に対する研修の実施 <p>イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築 <p>ウ 多機関の協働による市町村に置ける包括的な相談支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 支援関係機関によるチーム支援 イ) 協働の中核を担う機能 ウ) 支援に関する協議及び検討の場 エ) 支援を必要とするものの早期把握 オ) 地域住民等との連携

7. 計画の期間

○地域福祉計画の期間は令和2年度(2020年度)を初年度とし、令和6年度(2024年度)を目標年度とする5ヵ年計画で策定します。

○計画の期間

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度～
第3次南城市 地域福祉計画	→					
	◎ 進行管理	◎ 進行管理	◎ 進行管理	◎ 進行管理	見直し	次期計画 →



8. 住民参画

(1) 住民意識調査の実施

①調査の目的

- 第3次計画を策定するに当たり、市民の地域福祉に関する意識や地域活動等への参加状況、地域福祉推進における課題等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として市民意識調査を実施する。

②調査の実施方法

1) 調査の対象者

- ・本調査の対象者は、市内在住の20代～70代とし、市の住民基本台帳より3,000人を無作為に抽出。

2) 調査方法

- ・郵送による配布・回収

3) 調査期間

- ・令和元年10月～11月

4) 調査項目

- ・回収状況 発送件数3,000件、回収件数908件（回収率30.3%）

5) 調査項目

- ・自身について（年齢、性別、地域、世帯構成、同居家族、就業形態、住まいの形態、出身地、居住年数など）
- ・南城市の住みやすさについて（市に愛着を感じるか、住みごころ、生活環境、福祉への関心、福祉の情報の入手 など）
- ・暮らしについて（悩みごと、相談相手、南城市にしてほしいこと など）
- ・日常生活における地域とのかかわりについて（近所付き合い、自治会への加入 など）
- ・地域活動について（地域活動への参加状況、参加意向 など）
- ・ボランティア活動について（ボランティア活動への参加状況、参加意向 など）
- ・南城市の福祉のあり方に対する考え方（必要な取り組み など）
- ・南城市社会福祉協議会について（社会福祉協議会・民生委員の周知状況、活動への期待 など）

(2) 小アンケートの実施

○市内関係団体に対し、地域福祉に関する小アンケートを実施した。

①対象

- 1) 自治会長
- 2) 民生委員・児童委員
- 3) 南城市PTA連合会
- 4) 南城市母子寡婦福祉会
- 5) 南城市青少年育成市民会議
- 6) 南城市青年連合会
- 7) PTA子ども会
- 8) 南城市女性連合会

②調査項目

- ・団体の状況について現状や困っていること、よいところ
- ・地域での活動で行っていること大切にしていること
- ・地域福祉の向上のために団体としてできることやしてみたいこと
- ・行政にお願いしたいこと
- ・市への地域福祉に関する要望提案など（自由記述）

